

改正健康増進法・東京都条例・秋田県条例案の比較

	改正健康増進法 2018	東京都条例 2018	秋田県条例案 2019
小中学校・高等学校	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置可) = 「建物内禁煙」	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置不可)	敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置不可)
保育園・幼稚園			
大学			
医療機関			
児童福祉施設			
行政機関			
バス, タクシー, 航空機			
上記以外の多数の者が利用する施設 (例) ホテル 運動施設, 船舶, 鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)
飲食店	【経過措置】既存飲食店で 客席面積100m ² 以下、かつ、 個人又は中小企業(資本金5千 万円以下)は標識の掲示により喫 煙可	従業員を使用していない飲食店 は、禁煙・喫煙を選択することが できる	既存飲食店で、従業員を使用し ない場合は、喫煙・禁煙を選択可 能
加熱式タバコ	専用の喫煙室内での喫煙可 (飲食等も可)	専用の喫煙室内での喫煙可 (飲食等も可)	紙巻きタバコと同じに扱う (専用喫煙室 飲食は未定)

20181208 無煙のまちづくりの日：秋田県 鈴木裕之氏資料および秋田県「基本的な考え方」より

秋田県受動喫煙防止条例の行方

2018.12.08現在

特徴

- 医療機関、学校、教育機関、行政機関、児童福祉施設を含む社会福祉施設の全面敷地内禁煙
- 飲食店は未成年者、従業員への受動喫煙防止の義務付け
- 紙巻きタバコと加熱式タバコは有害性が同じものと扱う

進捗状況

- 「県たばこによる健康被害防止対策検討委員会」第5回（最終回）が終了
- 条例制定のための意見書を県に提出予定
- 県議会への上程は未定

20181208 無煙のまちづくりの日シンポジウム：秋田・たばこ問題を考える会 鈴木裕之氏資料より